

## 公園等防犯カメラ設置業務

## 1 業務概要

## (1) 業務の目的

公園等に防犯カメラを設置することにより、犯罪の抑止効果を高め、また、公園施設における器物破損等の犯罪が発生した場合に、犯罪者の検挙に寄与することを目的とする。

## (2) 業務内容

- ① 防犯対策の観点から、必要に応じて防犯カメラを公園等に設置する。
- ② 防犯カメラの運用時間は24時間とし、映像データの保管期間は、原則として7日間とする。
- ③ 設置予定の防犯カメラは、映像を記録する機能を有し、「法令等に基づく場合」及び「捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合」にのみ、その映像データを外部提供できる。

## (3) 想定される効果

治安の維持、犯罪の抑止・減少、犯罪検挙

## 2 設置計画

現時点で防犯カメラを設置する計画は、「平成27年度国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金交付要綱」に基づき厚生労働省から交付される補助金により、雷塚公園の施設整備を予定している。その中で、5台の防犯カメラを公園内に設置する。設置時期は平成28年10月を工期限とし、その後に運用開始の予定である。

その他の公園等においては、今後、器物破損、落書き等のいたずら、痴漢などの発生状況を勘案し、必要に応じて防犯カメラを設置する。

## 3 設置要件及び運用手順

「武蔵村山市の施設等における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱」に適合させる。

## 4 管理運営方法

環境課長を公園等に設置する防犯カメラの管理責任者とし、映像データを取扱う者に対し、その取扱いについて指導及び監督に努める。

## 武蔵村山市の施設等における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、武蔵村山市（以下「市」という。）が管理する施設等に設置する防犯カメラについて必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な運用を図り、もって市民等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 市が所管する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその管理業務を委託するものを含む。）及び工作物をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪防止を目的として、施設等において継続的に市が設置する映像撮影装置で、映像表示又は映像記録の機能を有するものをいう。
- (3) 映像データ 防犯カメラにより撮影された映像で、電磁的記録媒体に記録されたものをいう。

(管理責任者の設置)

**第3条** 防犯カメラを設置する施設等には、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

(管理責任者の責務)

**第4条** 管理責任者は、この要綱に基づき防犯カメラの適正な運用を図らなければならない。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ及び映像データを取り扱う職員（以下「職員」という。）に対し、武蔵村山市個人情報保護条例（平成元年武蔵村山市条例第30号。以下「条例」という。）の規定を遵守した取扱いを行うよう指導及び監督に努めなければならない。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ及び映像データの管理又は運用に関する業務を委託する

場合には、関係法令及びこの要綱を遵守させなければならない。

(職員の責務)

**第5条** 職員は、映像データに含まれる個人情報について、条例の規定を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(防犯カメラの設置に係る措置)

**第6条** 管理責任者は、防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を表示するものとする。

(安全管理)

**第7条** 管理責任者は、映像データの漏えい、流失等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、映像データの保管に当たっては、撮影時の映像のまま保管しなければならない。

(保管期間)

**第8条** 映像データの保管期間は、次に掲げる場合を除き、原則として7日間とする。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による保存期間延長の要請を受けた場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めた場合

(映像データ及び情報提供の制限)

**第9条** 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、映像データ及び映像データに関する情報を他に提供してはならない。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合

(開示請求等の手続)

**第10条** 映像データに記録されている本人から当該映像データの開示請求があったときは、条例及び武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）の定めるところによる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月29日から施行する。